

## デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について

### 1. 目的

デジタル工事写真の黒板情報電子化により、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真撮影の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。

### 2. 対象工種および必要な機器の導入

(1) 対象工種については、名古屋市緑政土木局所管の「工事施工記録写真作成方法」に準ずるものとする。

(2) 実施工事については、受注者が監督員へ黒板情報電子化の実施について協議をし、承諾を得るものとする。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式との混在も可能とする。

(3) デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）は、受注者が調達するものとする。使用機器は、「工事施工記録写真作成方法」（第2 撮影の方法）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。

(4) 使用機器の事例として、

URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」に記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

(5) 実施工事の工事写真の取扱いは、名古屋市緑政土木局の「電子納品に関する運用基準」及び国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」に準ずるが、前項(3)に示す小黑板情報の電子的記入については、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」の「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

(6) 受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

(7) 使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化写真の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等とする。

### 3. 適用

平成30年1月1日以降に契約を行う工事から適用する。

ただし、これ以前に契約が行われた工事についても、受発注者協議のうえ適用できるものとする。